

借 入 状 況 等 申 告 書

1 借入状況

(1) 金融機関等（※裏面参照）からの借入状況記入欄

区分 借入先	既 借 入 分					新 規 借 入 分			
	借 入 日	借 入 額 万円	現在の残高 円	毎月の償還額 円	ボーナスの 償還額 円	借 入 日	借 入 額 万円	毎月の償還額 円	ボーナスの 償還額 円
住宅金融支援機構	年 月 日					年 月 日			
	年 月 日					年 月 日			
	年 月 日					年 月 日			
	年 月 日					年 月 日			
計				(A)	(F)			(B)	(G)

(2) 共済組合、福祉協会からの借入状況記入欄

区分 貸付種類	既 借 入 分					新 規 借 入 分			
	借 入 日	借 入 額 万円	現在の残高 円	毎月の償還額 円	ボーナスの 償還額 円	借 入 日	借 入 額 万円	毎月の償還額 円	ボーナスの 償還額 円
	年 月 日					年 月 日			
	年 月 日					年 月 日			
	年 月 日					年 月 日			
	年 月 日					年 月 日			
計				(C)	(H)			(D)	(I)

※据置期間中の貸付けについては、償還開始後の償還額を記入してください。

毎月の償還額 (A) + (B) + (C) + (D) = _____ 円 (E)
 ボーナスの償還額 (F) + (G) + (H) + (I) = _____ 円 (J)

2 給料月額に対する毎月の償還額の割合

毎月の償還額 (E)	給料月額 (K)	割 合 (E) ÷ (K) × 100
円	円	%

※給料月額に対する毎月の償還額の割合が30%を超えるときは、貸付けを申込みできません。

※令和4年10月1日以降共済会員適用となった短時間勤務職員については、給料を「報酬」と読み替えて記入してください。

私の借入状況は上記事実と相違ないことを申告し、以下の事項について同意します。

- 1 この申告について、所属所長が確認すること。
- 2 裏面の記入上の注意を確認し、これに従うこと。
- 3 この申告と相違する場合は、福祉協会の即時償還命令に従います。

3 年収額に対する年間の償還額の割合

年間の償還額 (L) (E) × 12 + (J) × 2	年 収 額 (M) (K) × 12 + (K) × 4	割 合 (L) ÷ (M) × 100
円	円	%

※年収額に対する年間の償還額の割合が30%を超えるときは、貸付けを申込みできません。

注) 年収額は、給料月額の12倍にボーナスの額（実支給額にかかわらず給料月額の4倍）を加えた額として記入してください。

年 月 日

一般財団法人北海道市町村職員福祉協会会長 様

申込人名 _____ (印)

※申込人自ら署名する場合は、押印不要です。

(裏面)

ご 注 意 く だ さ い

次のいずれかに該当する方は貸付けを受けることができません。

- 1 この借入状況等申告書の給料月額に対する毎月の償還額の割合が30%を超えている方
- 2 この借入状況等申告書の年収額に対する年間の償還額の割合が30%を超えている方
- 3 給料その他の給与若しくは報酬の差押え又は保全処分を受けている方
- 4 破産法による破産の申立てをした方又は破産宣告を受けた方
- 5 民事調停法及び特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律による調停の申立てをした方又は当該調停が成立した方若しくは当該調停が不成立となった方
- 6 民事再生法第2条第1号に規定する再生債務者となった方

借入状況等申告書の記入について

- 1 「借入状況欄」には、申込日現在におけるすべてのものについて記入してください。
- 2 (1) 「金融機関等からの借入状況記入欄」の※金融機関等の定義は右の囲みをご覧ください。
- 3 (2) 「共済組合、福祉協会からの借入状況記入欄」について
 - ① 「貸付種類」には、下記のそれぞれを記入してください。

事業名	貸付種類
共済貸付	普通、住宅、介護、災害、医療、入学、修学、結婚、葬祭
共済物資	物資
協会貸付	育英、一般

- ② 「今回貸付申込分」の毎月の償還額及びボーナスの償還額については、該当する借入額の償還表にある初回の償還額を記入してください。
- 4 住宅金融支援機構等の連帯債務については、実際に支払っている返済額の1/2を本人分の償還額として取扱ってください。

※ 金融機関等とは
住宅金融支援機構、銀行、その他の公庫、労働金庫、信用金庫、信用組合、消費者金融、信販会社、地方公共団体による住宅融資等、互助会、個人、その他の全てを含みます